

とちぎ広域消防局メール119番通報システム利用案内

とちぎ広域消防局メール119番通報システムとは

聴覚、音声・言語機能又はそしゃく機能の障害のため、音声による119番通報が困難な方が、緊急通報を行う場合の補助手段として、携帯電話機等の電子メール機能を利用し消防車又は救急車を要請することができるシステムです。

1 利用対象者

- (1) 十勝管内に居住しており、聴覚障がい者等で身体障害者手帳の交付を受けている方
- (2) (1)に類する方のうち、とちぎ広域消防局長が特に必要があると認められた方
- (3) (1)及び(2)に該当される方で、2の「利用条件」及び3の「利用時の注意事項」について承諾が得られる方

2 利用条件

- (1) 利用できる場所は、十勝管内19市町村の管轄内に限ります。
- (2) 他の手段により緊急通報できない場合の補助的な手段です。
- (3) とちぎ広域消防局メール119番通報システム利用登録申請書での申請を終え、登録が完了している方に限ります。

3 利用時の注意事項

- (1) 電子メールは通信可能な場所から送信・受信をしてください。
- (2) とちぎ広域消防局が「メール119番通報」を受信すると、直ちに「救急車を出動させました」などの「返信メール」を送信します。この「返信メール」が届かない場合は、とちぎ広域消防局に「メール119番通報」が届いていない可能性がありますので、再送信していただくか、直ちに近くの人に助けを求めるなど、他の手段で通報してください。
- (3) 「メール119番通報」を送信した後は、身の安全を守る場合以外は、電波の届かない場所へ移動したり、電源を切ったりしないでください。とちぎ広域消防局からの「返信メール」が届かない可能性があります。
- (4) 着信拒否設定をしている携帯電話やインターネット端末機などは、とちぎ広域消防局からの「返信メール」が届きません。とちぎ広域消防局からのメールが受信できるように着信拒否設定を解除してください。
- (5) 利用は登録制となっています。登録された方は、他の人に通報用メールアドレスを教えないでください。
- (6) 通報時には、所在地の住所、内容等を入力してください。場所等が詳細でない場合は、再度確認などを行うことがありますので、消防車又は救急車の出動が遅れる場合があります。
- (7) 直ちに通報できるよう、予めアドレスや通報例を登録しておいてください。
- (8) 「メール119番通報」は、緊急通報のため問合せや相談には利用できません。
- (9) メールアドレスの登録数については、基本、ひとり一つまでの登録となります。利用において複数のアドレス登録が必要な場合は、申請時にご相談願います。

(10) メール本文には日本語を用い、外国語や絵文字は使用しないでください。また、画像の添付や特別なアプリケーションソフトには対応していませんので使用しないでください。

(11) 利用時に発生する通信料等は、利用者の負担となります。

4 申請書の配布場所

(1) とかち広域消防局情報指令課、十勝管内各消防署・支署・出張所

(2) とかち広域消防事務組合ホームページ内

5 利用までの手続き

(1) 利用の申請

申請書に必要事項を記入後、次のいずれかの方法で提出してください。なお、メールアドレスの記載については、読み間違いがないよう十分注意し記載してください。

【例】 1 (イチ) と l (エル)、q (キュ) と 9、h と n、t と +、0 (ゼロ) は 0 と記載してください。

ア とかち広域消防局、十勝管内各消防署・支署・出張所に提出してください。

イ とかち広域消防局情報指令課宛(〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3-1)へ郵送してください。郵送の場合、障害者手帳等の写しを添付する必要があります。

<個人情報が含まれていますので、十分に注意してください>

(2) 登録完了通知及び使用開始

ア とかち広域消防局は、申請内容に基づき利用登録作業を行い、申請書提出後(概ね7日以内)に利用登録者あてに次の内容の「登録完了通知メール」を送信します。

題 名：メール119登録完了通知メール

内容文：こちらはとかち広域消防局です。〇〇〇様の利用登録が完了しました。

イ このメールが届きましたら、本文に「登録確認」と入力し、とかち広域消防局へ返信してください。

ウ 「登録確認」の返信を受付けた時点よりシステム利用の開始となります。

エ 送付元アドレスが通報用メールアドレスです。 携帯電話等にメールアドレスの登録をお願いします。

6 変更及び取止めの場合

申請書に必要事項を記入のうえ、5の利用までの手続き(1)の申請方法と同様に提出してください。連絡先等に係わらない軽微な変更については必要ありません。

7 個人情報管理

(1) 個人情報の利用について

「メール119番通報システム」に伴う災害事案の範囲内で使用し、それ以外での使用はしません。

(2) 個人情報の第三者への提供について

緊急時とかち広域消防局で判断した場合には、申請書に記載されている緊急連絡先等に情報提供する場合があります。

(3) 個人情報の変更及び取止めについて

申請書を受領後、ただちに変更や取止めを行います。

8 問合せ先

〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3-1

とかち広域消防局 2階 情報指令課

TEL 0155-26-9126 ・ FAX 0155-22-9119

Eメールアドレス call@fire-tokachi.hokkaido.jp